

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト

水田目標 2030



ラムサール・ネットワーク日本

「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」 参加のお願い

このプロジェクトは、2013-2020年に行ってきた、「田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト」（田んぼ 10年プロジェクト）の後継プロジェクトです。

2010年に名古屋で開催された生物多様性条約 COP10で、2020年までに生物多様性の回復をめざす 20の「愛知目標」が採択されました。

「田んぼ 10年プロジェクト」はこれを田んぼで実践する取り組みで、のべ 300以上の個人／団体にご参加・活動いただきました。またこの活動は、多様な NGOなどを束ね、民間の立場から愛知目標の達成をめざす、「にじゅうまるプロジェクト」にも参加し、その牽引にも貢献してきました。さらに、国連生物多様性の 10年日本委員会（UNDB-J）の連携事業にも認定され、愛知目標の達成をめざすモデル事業として注目され、2020年までに、大きな成果を上げることができました。

その一方、目標を達成できなかったものや、新たな課題も出てきました。そこで後継のプロジェクトとして、「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」（略称：田んぼ 2030 プロジェクト）を立ちあげることにになりました。

田んぼ 2030 プロジェクトでは、田んぼ 10年プロジェクトを継承し、新たな仲間にもご参加いただき、田んぼの生物・文化の多様性の取り組みの普及をめざします。

これまでの活動を通じ、田んぼの景観と生物相は、地域ごとに実に多様であることが分かりました。またその多様な田んぼを支えてきたのは、地域固有の特性を活かした地域の方々の長年にわたる営みで、その重要性を再認識しました。新プロジェクトでは、それを「田んぼの文化」として位置づけ、プロジェクトの名称にも「文化」を取り入れることにしました。

田んぼの生物多様性と田んぼの文化は、長続きする農業を支える車の両輪で、どちらが欠けても機能を果たせません。最近では田んぼの生物多様性の劣化に歯止めをかけることが必要だという認識は、不十分ながら広がってきました。その一方で、それを支えてきた田んぼの文化の劣化は、未だ急速に進行しており、それに歯止めをかける取り組みは重要不可欠になってきました。

田んぼ 2030 プロジェクトは、田んぼを切り口として、生物多様性条約のポスト 2020 年目標と、よりよい世界をめざす国連の持続可能な開発目標（SDGs）の考えを田んぼで実践できる目標に置き換えたものです。そして、関連する活動である、持続可能な農業システムを支援する国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産（GIAHS）やユネスコの世界文化遺産、生物の多様性を育む農業国際会議（ICEBA）への登録・取り組み団体などとの連携も深めながら、愛知目標（中期ゴール）と、SDGs のゴールの年でもある 2030 年までに、田んぼの生物・文化多様性の主流化の達成をめざします。

そのためには、多くの方のご賛同とご参加が不可欠です。旧プロジェクト（田んぼ 10 年プロジェクト）参加者の方には引き続きご参加をお願いするとともに、新たな仲間の方にも加わっていただき、より多くの方の力で、人も生きものも元気な田んぼを取り戻し、それを未来世代に受け渡せる道を作り、広げていきましょう。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

2021 年 12 月 12 日

■田んぼ 2030 プロジェクトの構成

【2050年ビジョン】

自然と共生する社会の実現

【2030年ミッション】

生物多様性を育む農業が主流となるように、すべての主体が緊急な行動を起こす。

【水田目標 2030】

| 水 田 目 標 2 0 3 0 | |
|-----------------|--------------------------------|
| T. 1 | 流域の生物多様性の向上 |
| T. 2 | 田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承 |
| T. 3 | 田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み |
| T. 4 | 田んぼの生きもの保全・回復 |
| T. 5 | 田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復 |
| T. 6 | 人と生きものとの共生 |
| T. 7 | 田んぼの外来生物への対策 |
| T. 8 | 稲作による汚染・環境負荷の低減 |
| T. 9 | 田んぼを通じた気候変動対策 |
| T. 10 | 伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進 |
| T. 11 | 田んぼによる災害被害の低減と回復 |
| T. 12 | 都市環境保全と田んぼとの連携 |
| T. 13 | 地域・風土に適応した品種の開発・保全 |
| T. 14 | 田んぼの生物多様性保全政策の実施 |
| T. 15 | 田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展 |
| T. 16 | 市民の価値観・行動の生物多様性を育む農業への変革 |
| T. 17 | バイオテクノロジーによる悪影響への対処 |
| T. 18 | 生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善 |
| T. 19 | 生物多様性を育む農業支援の確保 |
| T. 20 | 生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用 |
| T. 21 | 市民・NGOなどの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保 |
| T. 22 | 国内外の組織・機関や団体との協働の推進 |

■ 「水田目標 2030」の内容

| 水田目標 | 内 容 |
|------|---|
| T.1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの稲作を通して、水源から河川・浅海域までの流域全体の生物多様性保全に貢献する。 ・ 流域全体の生物多様性保全のなかで、田んぼの持つ役割を認識する。 |
| T.2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性が劣化した田んぼの生態系の環境再生に取り組み、生きものの種数と個体数の増加を図る。 ・ 田んぼの良好な生態系を長期的に維持する。 |
| T.3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼを、その他の実質的な持続可能な利用の管理下（OECM）におく。 |
| T.4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼにかかわる絶滅危惧種の保全・回復を行う。 ・ 生きもの全般について保全・回復を行う。 |
| T.5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲や雑穀の品種の維持・保存の活動を行う。 |
| T.6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物による被害を防止・低減する。 ・ 共通感染症の対策（ワンヘルス）を行う。 |
| T.7 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の数を減らす。 ・ 田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の新たな侵入を防ぐ。 ・ 外来生物の数を減らすときに、単に廃棄するだけでなく有効な活用方法を考える。 |
| T.8 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬、肥料、プラスチックの使用と環境への放出を停止・削減する。 ・ 自然素材など環境負荷の少ない素材の使用を促進する。 ・ プラスチックなど汚染物質を回収する。 |
| T.9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の緩和対策（温室効果ガス対策など）において、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。 ・ 気候変動への適応対策において、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。 ・ 温室効果ガス対策と生物多様性を育む農業との両立を目指す。 ・ 気候変動の影響緩和対策を行う。 ・ 気候変動に対応した品種の改良に協力する。 ・ 田んぼや耕作放棄地の生態系機能を、水害リスクや暑熱軽減リスクの軽減など気候変動適応に役立てる。 |

| | |
|-------|--|
| T. 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的な農法・水管理を見直して、持続的な地域循環的な農業を進める。 ・ 地域で伝統的に利用されてきた田んぼの動植物を引き続き活用し、地域社会の活性化を図る。 ・ 田んぼの新たな動植物利用を促進する。 ・ 地域の伝統的な農法・水管理や食材について情報収集し、その再生・保全を支援する。 |
| T. 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性保全を基盤とした、防災・減災の機能を発揮する田んぼを増やす。 ・ 大地震による津波に備えて、防災や回復の情報を共有する。 |
| T. 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の内部や周辺の田んぼを維持し、都市住民への田んぼの生物多様性の理解の場とするとともに、憩い・癒しの場とする。 ・ 都市周辺の田んぼを維持し、都市気候の緩和を図る。 ・ 消費地である都市と生産地である農村の間で、情報・体験を共有する。 |
| T. 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲と雑穀の多様な品種による地域の活性化を図る。 |
| T. 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生物多様性保全を推進する政策・法律・助成制度などの創設・運用を進め、地域に浸透させる。 ・ 田んぼの生物多様性保全に問題のある政策・法律・助成制度などについて運用状況をチェックし、改善や停止を求める。 |
| T. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CSR（企業の社会的責任）として、生きものを育む農産物の生産を支援する。 ・ 企業活動本体で、生きものを育む農産物の生産とその利用を推進する。 |
| T. 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの持つ生物多様性保全機能と生きもの姿を社会に浸透させる。 ・ 生きものを育む農産物を選択する消費者を増やす。 ・ 生きものを育む農業を行う農家を増やす。 ・ 生きものを育む農業を手伝う市民を増やす。 ・ 食料の安全保障と小規模農家の生計のために、自給率を高める。 |
| T. 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しいバイオテクノロジーによる、生物多様性や農作物、人間の健康に及ぼす潜在的な悪影響を防止・管理・抑制する。 ・ 新しいバイオテクノロジー対策を確立するための能力を強化し、実施する。 |
| T. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生きものに悪影響のある現行の補助金などのあり方を、生物多様性保全の目的に合致したものへと改善させる。 |
| T. 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性を育む農業を推進するために必要なあらゆる財源を増加して、能力開発と技術の移転、科学面での協力、人材の育成の強化を図る。 |
| T. 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統的な知識・文化や土地管理の手法を活用する。 ・ 地域資源を活かした田んぼの文化を引き継ぎ、また創り出す。 |

| | |
|-------|---|
| T. 21 | <ul style="list-style-type: none">・ 農家・地域住民・NGO・女性・若者などに十分な情報を伝え、意思決定に参加する権利を確保する。・ とくに若者の意見を尊重し、能力構築・協働を推進する。 |
| T. 22 | <ul style="list-style-type: none">・ 生物多様性条約やラムサール条約、国際自然保護連合（IUCN）、国連食糧農業機関（FAO）などの国際的枠組みの活動に参加して、国際ネットワークを推進する。 |

■ 「水田目標 2030」 を達成するための行動

| 水田目標 | 目的達成のための行動 |
|------|---|
| T. 1 | T. 1-1：流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用など通して、流域内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。 |
| | T. 1-2：利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。 |
| T. 2 | T. 2-1：生物多様性を育む農法を広げる。 |
| | T. 2-2：生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。 |
| | T. 2-3：生物多様性を育む農地管理を行う。 |
| | T. 2-4：生きもの状態を把握し、生息条件を改善する。 |
| T. 3 | T. 3-1：生物にとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。 |
| | T. 3-2：湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。 |
| T. 4 | T. 4-1：絶滅危惧種の生息条件を整備する。 |
| | T. 4-2：野生復帰事業に協力する。 |
| | T. 4-3：その地域に生息する生物全般を維持する。 |
| T. 5 | T. 5-1：地域で育まれてきた品種を活用する。 |
| | T. 5-2：タネの交換会などで、地域特有の品種を維持・活用する。 |
| | T. 5-3：シードバンクなどの設立・運営を推奨する。 |
| T. 6 | T. 6-1：生きものの相互活動を利用した防除を行う。 |
| | T. 6-2：被害を起こす生きものの侵入を防ぐ環境を整備する。 |
| | T. 6-3：被害を起こす生物の利活用を図る。 |
| | T. 6-4：生きもの同士や人と生きものの過剰接触による病原体感染を防ぐ。 |
| T. 7 | T. 7-1：外来生物の生息状況と影響を調査する。 |
| | T. 7-2：外来生物の駆除を行う。 |
| | T. 7-3：外来生物を食材などの利用を促進する。 |
| T. 8 | T. 8-1：田んぼやその周辺への殺虫剤・除草剤を散布しない。 |
| | T. 8-2：プラスチックを含む肥料を使用しない。 |
| | T. 8-3：化学肥料を使用しない。 |
| | T. 8-4：肥料全般を適正に使用する。 |
| | T. 8-5：生態系配慮型の資材を使用する。 |
| T. 9 | T. 9-1：温室効果ガスの排出を抑えつつ、生物多様性保全とも両立できる農法を検討する。 |
| | T. 9-2：農地における炭素蓄積への貢献策を検討する。 |

| | |
|-------|---|
| T. 9 | T. 9-3 : 田んぼへの水張りにより、地域の気温の低下を図る。 |
| | T. 9-4 : 高温による田んぼの生きものへの影響を緩和する。 |
| | T. 9-5 : 農法や農業資材における化石燃料への依存を低減する。 |
| | T. 9-6 : 耕作放棄地を利用して、気候変動対策機能を持つ湿地の再生を図る。 |
| T. 10 | T. 10-1 : 祭事などで使われる田んぼの動植物を見直す。 |
| | T. 10-2 : 現在、あるいは過去に食材として利用されている動植物を見直す。 |
| | T. 10-3 : 新たな食材を開拓する。 |
| | T. 10-4 : 生活用材としての田んぼの動植物を見直す。 |
| | T. 10-5 : 地域の水資源管理を見直して、水循環を復活する。 |
| | T. 10-6 : 地域資源の循環などにより、肥料の海外依存率を低下させる。 |
| T. 11 | T. 11-1 : 田んぼダムを推進する |
| | T. 11-2 : 畔を高くする。 |
| | T. 11-3 : 排水・貯水管理を水路で実施する。 |
| | T. 11-4 : 棚田により土砂崩れを防止する。 |
| | T. 11-5 : 田んぼへの水張りにより地下水を涵養する。 |
| | T. 11-6 : 福島原発事故による放射能汚染対策に貢献する。 |
| | T. 11-7 : 東日本大震災後の復興の経験・情報を蓄積し、共有する。 |
| T. 12 | T. 12-1 : 消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。 |
| | T. 12-2 : ヒートアイランド現象の緩和を図る。 |
| | T. 12-3 : 公園に田んぼを増やし、その活用を図る。 |
| | T. 12-4 : 都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。 |
| | T. 12-5 : 都市農地を減少させない。 |
| T. 13 | T. 13-1 : 地域や風土に適した品種を開発し、生産者に安価で安定的に提供する。 |
| | T. 13-2 : 地域の生産者や地方自治体が開発した品種の知的財産権を保障する。 |
| T. 14 | T. 14-1 : 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を見直し、本制度の目的に合った活動を義務化する。 |
| | T. 14-2 : 政府や行政関係者と田んぼの生物多様性を育む人びととの意見交換・検討会を行う。 |
| | T. 14-3 : 生物多様性保全部門と農業部門との連携体制を整える。 |
| | T. 14-4 : 生物多様性保全にかかわる国家・地域戦略などの検討・改善を行う。 |

| | |
|-------|--|
| T. 15 | T. 15-1：サプライチェーンにおいて生物多様性を育む農業に配慮した農産物の生産を推進する。 |
| | T. 15-2：企業が生物多様性を育む農法を評価し、その加工品・作物の流通・販売・消費に積極的に取り組む。 |
| | T. 15-3：生物多様性を育む農業に配慮した農産物の販売店を育成する。 |
| | T. 15-4：生物多様性を育む農産物を取り扱う流通・小売業者を増やす。 |
| | T. 15-5：消費者に生物多様性を育む農業に関する広報・啓発に取り組む。 |
| | T. 15-6：生物多様性を育む農業への支援（財的・人的・物的）を増大させる。 |
| T. 16 | T. 16-1：地域やターゲットに応じた普及啓発ツールを作成・利用し、すべての関係するセクターがあらゆる機会に、持続可能な農業・生物多様性を育む農法と農産物を広報する。 |
| | T. 16-2：社会教育、学校教育などで、生物多様性を育む農業の体験や田んぼの生きものの観察会、生きもの調査を実施する。 |
| | T. 16-3：都市住民に農村を訪れて、交流・労力提供を行う場を作る。 |
| T. 17 | T. 17-1：バイオテクノロジーによる環境や農作物・人体への悪影響を、「予防原則」に基づいて防止する。 |
| | T. 17-2：農作物と交雑の可能性のある遺伝子操作生物（遺伝子組み換えやゲノム編集など）の、環境中への拡散を予防する。 |
| | T. 17-3：新しいバイオテクノロジーによって作られた農作物の種苗・生産物・加工品などが識別できるように表示をする。 |
| T. 18 | T. 18-1：各省庁の補助金制度の生物多様性への成果と悪影響を検証する。 |
| | T. 18-2：有害な補助金制度を改善または廃止する。 |
| T. 19 | T. 19-1：行政（政府・自治体）は支援制度を新設・拡充する。 |
| | T. 19-2：民間の財団・企業等は支援プログラムを拡充する。 |
| T. 20 | T. 20-1：生きものと関係する地域行事（祭りなど）を引き継ぎ創り出す。 |
| | T. 20-2：生物素材の建材・民具・玩具を引き継ぎ創り出す。 |
| | T. 20-3：田んぼの生物を食材とした料理を引き継ぎ、創り出す。 |
| | T. 20-4：天敵利用など過去にあった技術を掘り起こし、現代的な農法に活かす。 |
| | T. 20-5：総合的生物多様性管理（IBM）を推進する。 |
| T. 21 | T. 21-1：国・地方自治体は、意思決定の場に参加するためのガイドラインを作成する。 |
| | T. 21-2：農家・地域住民・NGO・女性・ユースが政策・施策・事業計画等の場に参加する。 |

| | |
|-------|--|
| T. 22 | T. 22-1 : 国際会議に参加し、イベントの共催などを通じて情報の収集と発信を行う。 |
| | T. 22-2 : 国外への情報発信のためのツールを作成する。 |
| | T. 22-3 : 国内への情報提供のための資料の翻訳を行う。 |
| | T. 22-4 : 連携する組織・団体との協働活動を実施する。 |

■ 「水田目標 2030」 目標 - 行動 - 事例 - SDGs

| | |
|------|---|
| 目標 | T.1 流域の生物多様性の向上 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの稲作を通して、水源から河川・浅海域までの流域全体の生物多様性保全に貢献する。 ・ 流域全体の生物多様性保全のなかで、田んぼの持つ役割を認識する。 |
| 行動 | T.1-1：流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用など通して、流域内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T.1-2：利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T.2 田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性が劣化した田んぼの生態系の環境再生に取り組み、生きものの種数と個体数の増加を図る。 ・ 田んぼの良好な生態系を長期的に維持する。 |
| 行動 | T.2-1：生物多様性を育む農法を広げる。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T.2-2：生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。 |
| 事例 | |

| | |
|------|--------------------------------|
| SDGs | |
| 行動 | T. 2-3 : 生物多様性を育む農地管理を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 2-4 : 生きもの状態を把握し、生息条件を改善する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 3 田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み |
| 内容 | ・ 田んぼを、その他の実質的な持続可能な利用の管理下 (OECM) におく。 |
| 行動 | T. 3-1 : 生物にとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 3-2 : 湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|----|--|
| 目標 | T. 4 田んぼの生きもの保全・回復 |
| 内容 | ・ 田んぼにかかわる絶滅危惧種の保全・回復を行う。 ・ 生きもの全般について保全・回復を行う。 |
| 行動 | T. 4-1 : 絶滅危惧種の生息条件を整備する。 |

| | |
|------|------------------------------|
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 4-2 : 野生復帰事業に協力する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 4-3 : その地域に生息する生物全般を維持する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|-------------------------------------|
| 目標 | T. 5 田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復 |
| 内容 | ・ 稲や雑穀の品種の維持・保存の活動を行う。 |
| 行動 | T. 5-1 : 地域で育まれてきた品種を活用する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 5-2 : タネの交換会などで、地域特有の品種を維持・活用する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 5-3 : シードバンクなどの設立・運営を推奨する。 |

| | |
|------|--|
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|---|
| 目標 | T. 6 人と生きものとの共生 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 野生生物による被害を防止・低減する。 共通感染症の対策（ワンヘルス）を行う。 |
| 行動 | T. 6-1：生きものの相互活動を利用した防除を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 6-2：被害を起こす生きものの侵入を防ぐ環境を整備する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 6-3：被害を起こす生物の利活用を図る。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 6-4：生きもの同士や人と生きものの過剰接触による病原体感染を防ぐ。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 7 田んぼの外来生物への対策 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の数を減らす。 ・ 田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の新たな侵入を防ぐ。 ・ 外来生物の数を減らすときに、単に廃棄するだけでなく有効な活用方法を考える。 |
| 行動 | T. 7-1：外来生物の生息状況と影響を調査する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 7-2：外来生物の駆除を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 7-3：外来生物を食材などの利用を促進する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|----|--|
| 目標 | T. 8 稲作による汚染・環境負荷の低減 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬、肥料、プラスチックの使用と環境への放出を停止・削減する。 ・ 自然素材など環境負荷の少ない素材の使用を促進する。 ・ プラスチックなど汚染物質を回収する。 |
| 行動 | T. 8-1：田んぼやその周辺への殺虫剤・除草剤を散布しない。 |

| | |
|------|-----------------------------|
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 8-2 : プラスチックを含む肥料を使用しない。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 8-3 : 化学肥料を使用しない。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 8-4 : 肥料全般を適正に使用する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 8-5 : 生態系配慮型の資材を使用する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|----|---|
| 目標 | T. 9 田んぼを通じた気候変動対策 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の緩和対策（温室効果ガス対策など）において、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。 ・ 気候変動への適応対策において、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。 |

| | |
|------|--|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス対策と生物多様性を育む農業との両立を目指す。 ・ 気候変動の影響緩和対策を行う。 ・ 気候変動に対応した品種の改良に協力する。 ・ 田んぼや耕作放棄地の生態系機能を、水害リスクや暑熱軽減リスクの軽減など気候変動適応に役立てる。 |
| 行動 | T. 9-1：温室効果ガスの排出を抑えつつ、生物多様性保全とも両立できる農法を検討する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 9-2：農地における炭素蓄積への貢献策を検討する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 9-3：田んぼへの水張りにより、地域の気温の低下を図る。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 9-4：高温による田んぼの生きものへの影響を緩和する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 9-5：農法や農業資材における化石燃料への依存を低減する。 |
| 事例 | |

| | |
|------|--|
| SDGs | |
| 行動 | T. 9-6 : 耕作放棄地を利用して、気候変動対策機能を持つ湿地の再生を図る。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 10 伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的な農法・水管理を見直して、持続的な地域循環的な農業を進める。 ・ 地域で伝統的に利用されてきた田んぼの動植物を引き続き活用し、地域社会の活性化を図る。 ・ 田んぼの新たな動植物利用を促進する。 ・ 地域の伝統的な農法・水管理や食材について情報収集し、その再生・保全を支援する。 |
| 行動 | T. 10-1 : 祭事などで使われる田んぼの動植物を見直す。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 10-2 : 現在、あるいは過去に食材として利用されている動植物を見直す。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 10-3 : 新たな食材を開拓する。 |
| 事例 | |

| | |
|------|--|
| SDGs | |
| 行動 | T. 10-4 : 生活用材としての田んぼの動植物を見直す。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 10-5 : 地域の水資源管理を見直して、水循環を復活する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 10-6 : 地域資源の循環などにより、肥料の海外依存率を低下させる。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 11 田んぼによる災害被害の低減と回復 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性保全を基盤とした、防災・減災の機能を発揮する田んぼを増やす。 ・ 大地震による津波に備えて、防災や回復の情報を共有する。 |
| 行動 | T. 11-1 : 田んぼダムを推進する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 11-2 : 畔を高くする。 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 11-3 : 排水・貯水管理を水路で実施する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 11-4 : 棚田により土砂崩れを防止する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 11-5 : 田んぼへの水張りにより地下水を涵養する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 11-6 : 福島原発事故による放射能汚染対策に貢献する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 11-7 : 東日本大震災後の復興の経験・情報を蓄積し、共有する。 |
| 事例 | |

| | |
|------|--|
| SDGs | |
|------|--|

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 12 都市環境保全と田んぼとの連携 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の内部や周辺の田んぼを維持し、都市住民への田んぼの生物多様性の理解の場とするとともに、憩い・癒しの場とする。 ・ 都市周辺の田んぼを維持し、都市気候の緩和を図る。 ・ 消費地である都市と生産地である農村の間で、情報・体験を共有する。 |
| 行動 | T. 12-1：消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 12-2：ヒートアイランド現象の緩和を図る。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 12-3：公園に田んぼを増やし、その活用を図る。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 12-4：都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|------------------------|
| 行動 | T. 12-5 : 都市農地を減少させない。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 13 地域・風土に適応した品種の開発・保全 |
| 内容 | ・ 稲と雑穀の多様な品種による地域の活性化を図る。 |
| 行動 | T. 13-1 : 地域や風土に適した品種を開発し、生産者に安価で安定的に提供する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 13-2 : 地域の生産者や地方自治体が開発した品種の知的財産権を保障する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|----|---|
| 目標 | T. 14 田んぼの生物多様性保全政策の実施 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生物多様性保全を推進する政策・法律・助成制度などの創設・運用を進め、地域に浸透させる。 ・ 田んぼの生物多様性保全に問題のある政策・法律・助成制度などについて運用状況をチェックし、改善や停止を求める。 |
| 行動 | T. 14-1 : 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を見直し、本制度の目的に合った活動を義務化する。 |

| | |
|------|--|
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 14-2 : 政府や行政関係者と田んぼの生物多様性を育む人びととの意見交換・検討会を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 14-3 : 生物多様性保全部門と農業部門との連携体制を整える。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 14-4 : 生物多様性保全にかかわる国家・地域戦略などの検討・改善を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|----|--|
| 目標 | T. 15 田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CSR（企業の社会的責任）として、生きものを育む農産物の生産を支援する。 ・ 企業活動本体で、生きものを育む農産物の生産とその利用を推進する。 |
| 行動 | T. 15-1 : サプライチェーンにおいて生物多様性を育む農業に配慮した農産物の生産を推進する。 |
| 事例 | |

| | |
|------|---|
| SDGs | |
| 行動 | T. 15-2 : 企業が生物多様性を育む農法を評価し、その加工品・作物の流通・販売・消費に積極的に取り組む。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 15-3 : 生物多様性を育む農業に配慮した農産物の販売店を育成する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 15-4 : 生物多様性を育む農産物を取り扱う流通・小売業者を増やす。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 15-5 : 消費者に生物多様性を育む農業に関する広報・啓発に取り組む。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 15-6 : 生物多様性を育む農業への支援（財的・人的・物的）を増大させる。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|---|
| 目標 | T. 16 市民の価値観・行動の生物多様性を育む農業への変革 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの持つ生物多様性保全機能と生きものの姿を社会に浸透させる。 ・ 生きものを育む農産物を選択する消費者を増やす。 ・ 生きものを育む農業を行う農家を増やす。 ・ 生きものを育む農業を手伝う市民を増やす。 ・ 食料の安全保障と小規模農家の生計のために、自給率を高める。 |
| 行動 | T. 16-1：地域やターゲットに応じた普及啓発ツールを作成・利用し、すべての関係するセクターがあらゆる機会に、持続可能な農業・生物多様性を育む農法と農産物を広報する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 16-2：社会教育、学校教育などで、生物多様性を育む農業の体験や田んぼの生きものの観察会、生きもの調査を実施する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 16-3：都市住民に農村を訪れて、交流・労力提供を行う場を作る。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|----|--|
| 目標 | T. 17 バイオテクノロジーによる悪影響への対処 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しいバイオテクノロジーによる、生物多様性や農作物、人間の健康に及ぼす潜在的な悪影響を防止・管理・抑制する。 ・ 新しいバイオテクノロジー対策を確立するための能力を強化し、実施する。 |
| 行動 | T. 17-1：バイオテクノロジーによる環境や農作物・人体への悪影響を、「予防原則」に基づいて防止する。 |

| | |
|------|--|
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 17-2 : 農作物と交雑の可能性のある遺伝子操作生物（遺伝子組み換えやゲノム編集など）の、環境中への拡散を予防する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 17-3 : 新しいバイオテクノロジーによって作られた農作物の種苗・生産物・加工品などが識別できるように表示をする。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 18 生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善 |
| 内容 | ・ 田んぼの生きものに悪影響のある現行の補助金などのあり方を、生物多様性保全の目的に合致したものへと改善させる。 |
| 行動 | T. 18-1 : 各省庁の補助金制度の生物多様性への成果と悪影響を検証する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 18-2 : 有害な補助金制度を改善または廃止する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 19 生物多様性を育む農業支援の確保 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を育む農業を推進するために必要なあらゆる財源を増加して、能力開発と技術の移転、科学面での協力、人材の育成の強化を図る。 |
| 行動 | T. 19-1：行政（政府・自治体）は支援制度を新設・拡充する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 19-2：民間の財団・企業等は支援プログラムを拡充する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 20 生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統的な知識・文化や土地管理の手法を活用する。 地域資源を活かした田んぼの文化を引き継ぎ、また創り出す。 |
| 行動 | T. 20-1：生きものに関係する地域行事（祭りなど）を引き継ぎ創り出す。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 20-2：生物素材の建材・民具・玩具を引き継ぎ創り出す。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 行動 | T. 20-3 : 田んぼの生物を食材とした料理を引き継ぎ、創り出す。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 20-4 : 天敵利用など過去にあった技術を掘り起こし、現代的な農法に活かす。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 20-5 : 総合的生物多様性管理 (IBM) を推進する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 21 市民・NGO などの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家・地域住民・NGO・女性・若者などに十分な情報を伝え、意思決定に参加する権利を確保する。 ・ とくに若者の意見を尊重し、能力構築・協働を推進する。 |
| 行動 | T. 21-1 : 国・地方自治体は、意思決定の場に参加するためのガイドラインを作成する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 21-2 : 農家・地域住民・NGO・女性・ユースが政策・施策・事業計画等の場に参加する。 |

| | |
|------|--|
| 事例 | |
| SDGs | |

| | |
|------|--|
| 目標 | T. 22 国内外の組織・機関や団体との協働の推進 |
| 内容 | ・ 生物多様性条約やラムサール条約、国際自然保護連合（IUCN）、国連食糧農業機関（FAO）などの国際的枠組みの活動に参加して、国際ネットワークを推進する。 |
| 行動 | T. 22-1：国際会議に参加し、イベントの共催などを通じて情報の収集と発信を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 22-2：国外への情報発信のためのツールを作成する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 22-3：国内への情報提供のための資料の翻訳を行う。 |
| 事例 | |
| SDGs | |
| 行動 | T. 22-4：連携する組織・団体との協働活動を実施する。 |
| 事例 | |
| SDGs | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|----------------------------------|--|---|----|------|
| T.1 流域の生物多様性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの稲作を通して、水源から河川・浅海までの流域全体の生物多様性保全に貢献する。 ・ 流域全体の生物多様性保全のなかで、田んぼの持つ役割を認識する。 | <p>T.1-1: 流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用など通して、流域内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。</p> <p>T.1-2: 利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。</p> | | |
| T.2 田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性が劣化した田んぼの生態系の環境再生に取り組み、生きものの種数と個体数の増加を図る。 ・ 田んぼの良好な生態系を長期的に維持する。 | <p>T.2-1: 生物多様性を育む農法を広げる。</p> <p>T.2-2: 生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。</p> <p>T.2-3: 生物多様性を育む農地管理を行う。</p> <p>T.2-4: 生きもの状態を把握し、生息条件を改善する。</p> | | |
| T.3 田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼを、その他の実質的な持続可能な利用の管理下（OECM）におく。 | <p>T.3-1: 生物にとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。</p> <p>T.3-2: 湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。</p> | | |
| T.4 田んぼの生きもの保全・回復 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼにかかわる絶滅危惧種の保全・回復を行う。 ・ 生きもの全般について保全・回復を行う。 | <p>T.4-1: 絶滅危惧種の生息条件を整備する。</p> <p>T.4-2: 野生復帰事業に協力する。</p> <p>T.4-3: その地域に生息する生物全般を維持する。</p> | | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|---------------------------|--|---------------------------------------|----|------|
| T.5 田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲や雑穀の品種の維持・保存の活動を行う。 | T.5-1：地域で育まれてきた品種を活用する。 | | |
| | | T.5-2：タネの交換会などで、地域特有の品種を維持・活用する。 | | |
| | | T.5-3：シードバンクなどの設立・運営を推奨する。 | | |
| T.6 人と生きものとの共生 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物による被害を防止・低減する。 ・ 共通感染症の対策（ワンヘルス）を行う。 | T.6-1：生きものの相互活動を利用した防除を行う。 | | |
| | | T.6-2：被害を起こす生きものの侵入を防ぐ環境を整備する。 | | |
| | | T.6-3：被害を起こす生物の活用を図る。 | | |
| | | T.6-4：生きもの同士や人と生きものとの過剰接触による病原体感染を防ぐ。 | | |
| T.7 田んぼの外来生物への対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の数を減らす。 ・ 田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の新たな侵入を防ぐ。 ・ 外来生物の数を減らすときに、単に廃棄するだけでなく有効な活用方法を考える。 | T.7-1：外来生物の生息状況と影響を調査する。 | | |
| | | T.7-2：外来生物の駆除を行う。 | | |
| | | T.7-3：外来生物を食材などの利用を促進する。 | | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|---------------------|---|--|----|------|
| T.8 稲作による汚染・環境負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬、肥料、プラスチックの使用と環境への放出を停止・削減する。 ・自然素材など環境負荷の少ない素材の使用を促進する。 ・プラスチックなど汚染物質を回収する。 | <p>T.8-1：田んぼやその周辺への殺虫剤・除草剤を散布しない。</p> <p>T.8-2：プラスチックを含む肥料を使用しない。</p> <p>T.8-3：化学肥料を使用しない。</p> <p>T.8-4：肥料全般を適正に使用する。</p> <p>T.8-5：生態系配慮型の資材を使用する。</p> | | |
| T.9 田んぼを通じた気候変動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の緩和対策（温室効果ガス対策など）において、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。 ・気候変動への適応対策において、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。 ・温室効果ガス対策と生物多様性を育む農業との両立を目指す。 ・気候変動の影響緩和対策を行う。 ・気候変動に対応した品種の改良に協力する。 ・田んぼや耕作放棄地の生態系機能を、水害リスクや暑熱軽減リスクの軽減など気候変動適応に役立てる。 | <p>T.9-1：温室効果ガスの排出を抑えつつ、生物多様性保全とも両立できる農法を検討する。</p> <p>T.9-2：農地における炭素蓄積への貢献策を検討する。</p> <p>T.9-3：田んぼへの水張りにより、地域の気温の低下を図る。</p> <p>T.9-4：高温による田んぼの生きものへの影響を緩和する。</p> <p>T.9-5：農法や農業資材における化石燃料への依存を低減する。</p> <p>T.9-6：耕作放棄地を利用して、気候変動対策機能を持つ湿地の再生を図る。</p> | | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|---------------------------------|---|---|----|------|
| T.10 伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な農法・水管理を見直し、持続的な地域循環的な農業を進める。 ・地域で伝統的に利用されてきた田んぼの動植物を引き続き活用し、地域社会の活性化を図る。 ・田んぼの新たな動植物利用を促進する。 ・地域の伝統的な農法・水管理や食材について情報収集し、その再生・保全を支援する。 | <p>T.10-1：祭事などで使われる田んぼの動植物を見直す。</p> <p>T.10-2：現在、あるいは過去に食材として利用されている動植物を見直す。</p> <p>T.10-3：新たな食材を開拓する。</p> <p>T.10-4：生活用材としての田んぼの動植物を見直す。</p> <p>T.10-5：地域の水資源管理を見直し、水循環を復活する。</p> <p>T.10.6：地域資源の循環などにより、肥料の海外依存率を低下させる。</p> | | |
| T.11 田んぼによる災害被害の低減と回復 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全を基盤とした、防災・減災の機能を発揮する田んぼを増やす。 ・大地震による津波に備えて、防災や回復の情報を共有する。 | <p>T.11-1：田んぼダムを推進する</p> <p>T.11-2：畔を高くする。</p> <p>T.11-3：排水・貯水管理を水路で実施する。</p> <p>T.11-4：棚田により土砂崩れを防止する。</p> <p>T.11-5：田んぼへの水張りにより地下水を涵養する。</p> <p>T.11-6：福島原発事故による放射能汚染対策に貢献する。</p> <p>T.11-7：東日本大震災後の復興の経験・情報を蓄積し、共有する。</p> | | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|-------------------------|---|--|----|------|
| T.12 都市環境保全と田んぼとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市の内部や周辺の田んぼを維持し、都市住民への田んぼの生物多様性の理解の場とするとともに、憩い・癒しの場とする。 ・都市周辺の田んぼを維持し、都市気候の緩和を図る。 ・消費地である都市と生産地である農村の間で、情報・体験を共有する。 | <ul style="list-style-type: none"> T.12-1：消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。 T.12-2：ヒートアイランド現象の緩和を図る。 T.12-3：公園に田んぼを増やし、その活用を図る。 T.12-4：都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。 T.12-5：都市農地を減少させない。 | | |
| T.13 地域・風土に適応した品種の開発・保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・稲と雑穀の多様な品種による地域の活性化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> T.13-1：地域や風土に適した品種を開発し、生産者に安価で安定的に提供する。 T.13-2：地域の生産者や地方自治体が開発した品種の知的財産権を保障する。 | | |
| T.14 田んぼの生物多様性保全政策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼの生物多様性保全を推進する政策・法律・助成制度などの創設・運用を進め、地域に浸透させる。 ・田んぼの生物多様性保全に問題のある政策・法律・助成制度などについて運用状況をチェックし、改善や停止を求める。 | <ul style="list-style-type: none"> T.14-1：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を見直し、本制度の目的に合った活動を義務化する。 T.14-2：政府や行政関係者と田んぼの生物多様性を育む人びととの意見交換・検討会を行う。 T.14-3：生物多様性保全部門と農業部門との連携体制を整える。 | | |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|--|
| T. 15 田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展 | <ul style="list-style-type: none"> ・CSR（企業の社会的責任）として、生きものを育む農産物の生産を支援する。 ・企業活動本体で、生きものを育む農産物の生産とその利用を推進する。 | T. 14-4：生物多様性保全にかかわる国家・地域戦略などの検討・改善を行う。 | |
| | | T. 15-1：サプライチェーンにおいて生物多様性を育む農業に配慮した農産物の生産を推進する。 | |
| | | T. 15-2：企業が生物多様性を育む農法を評価し、その加工品・作物の流通・販売・消費に積極的に取り組む。 | |
| | | T. 15-3：生物多様性を育む農業に配慮した農産物の販売店を育成する。 | |
| | | T. 15-4：生物多様性を育む農産物を取り扱う流通・小売業者を増やす。 | |
| | | T. 15-5：消費者に生物多様性を育む農業に関する広報・啓発に取り組む。 | |
| | | T. 15-6：生物多様性を育む農業への支援（財政的・人的・物的）を増大させる。 | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|-------------------------------|--|---|----|------|
| T.16 市民の価値観・行動の生物多様性を育む農業への変革 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの持つ生物多様性保全機能と生きものの姿を社会に浸透させる。 ・ 生きものを育む農産物を選択する消費者を増やす。 ・ 生きものを育む農業を行う農家を増やす。 ・ 生きものを育む農業を手伝う市民を増やす。 ・ 食料の安全保障と小規模農家の生計のため、自給率を高める。 | <p>T.16-1：地域やターゲットに応じた普及啓発ツールを作成・利用し、すべての関係するセクターがあらゆる機会に、持続可能な農業・生物多様性を育む農法と農産物を広報する。</p> <p>T.16-2：社会教育、学校教育などで、生物多様性を育む農業の体験や田んぼの生きものの観察会、生きもの調査を実施する。</p> <p>T.16-3：都市住民に農村を訪れて、交流・労力提供を行う場を作る。</p> | | |
| T.17 バイオテクノロジーによる悪影響への対処 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しいバイオテクノロジーによる、生物多様性や農作物、人間の健康に及ぼす潜在的な悪影響を防止・管理・抑制する。・新しいバイオテクノロジー対策を確立するための能力を強化し、実施する。 | <p>T.17-1：バイオテクノロジーによる環境や農作物・人体への悪影響を、「予防原則」に基づいて防止する。</p> <p>T.17-2：農作物と交雑の可能性のある遺伝子操作生物（遺伝子組み換えやゲノム編集など）の、環境中への拡散を予防する。</p> <p>T.17-3：新しいバイオテクノロジーによって作られた農作物の種苗・生産物・加工品などが識別できるように表示をする。</p> | | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|---------------------------------|--|--|----|------|
| T.18 生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼの生きものに悪影響のある現行の補助金などのあり方を、生物多様性保全の目的に合致したものへと改善させる。 | <p>T.18-1：各省庁の補助金制度の生物多様性への成果と悪影響を検証する。</p> <p>T.18-2：有害な補助金制度を改善または廃止する。</p> | | |
| T.19 生物多様性を育む農業支援の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性を育む農業を推進するために必要なあらゆる財源を増加して、能力開発と技術の移転、科学面での協力、人材の育成の強化を図る。 | <p>T.19-1：行政（政府・自治体）は支援制度を新設・拡充する。</p> <p>T.19-2：民間の財団・企業等は支援プログラムを拡充する。</p> | | |
| T.20 生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統的な知識・文化や土地管理の手法を活用する。 ・ 地域資源を活かした田んぼの文化を引き継ぎ、また創り出す。 | <p>T.20-1：生きものと同様関係する地域行事（祭りなど）を引き継ぎ創り出す。</p> <p>T.20-2：生物素材の建材・民具・玩具を引き継ぎ創り出す。</p> <p>T.20-3：田んぼの生物を食材とした料理を引き継ぎ、創り出す。</p> <p>T.20-4：天敵利用など過去にあった技術を掘り起こし、現代的な農法に活かす。</p> <p>T.20-5：総合的生物多様性管理（IBM）を推進する。</p> | | |

| 水田目標2030 | 内容 | 行動 | 事例 | SDGs |
|-------------------------------------|--|--|----|------|
| T.21 市民・NGOなどの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・農家・地域住民・NGO・女性・若者などに十分な情報を伝え、意思決定に参加する権利を確保する。 ・とくに若者の意見を尊重し、能力構築・協働を推進する。 | <p>T.21-1：国・地方自治体は、意思決定の場に参加するためのガイドラインを作成する。</p> <p>T.21-2：農家・地域住民・NGO・女性・ユースが政策・施策・事業計画等の場に参加する。</p> | | |
| T.22 国内外の組織・機関や団体との協働の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約やラムサール条約、国際自然保護連合（IUCN）、国連食糧農業機関（FAO）などの国際的枠組みの活動に参加して、国際ネットワークを推進する。 | <p>T.22-1：国際会議に参加し、イベントの共催などを通じて情報の収集と発信を行う。</p> <p>T.22-2：国外への情報発信のためのツールを作成する。</p> <p>T.22-3：国内への情報提供のための資料の翻訳を行う。</p> <p>T.22-4：連携する組織・団体との協働活動を実施する。</p> | | |

田んぼの生物・文化多様性2030プロジェクト
水田目標2030

発行 2021年12月12日
制作 NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
TEL/FAX 03-3834-6566
Eメール info@ramnet-j.org

※この制作物は、地球環境基金の助成を受けて実施しています。

※「田んぼの生物多様性10年プロジェクト」は以下の企業などからのサポートをいただいています。

JA全農・コープデリ事業連合・MS&ADインシュアランスグループ



MS&AD Insurance Group